

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はる(以下「法人」という。)給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定加算制度」という。)に基づき法人の直接的に支援に携わる職員に対し支給する特定処遇改善加算金(以下「特定加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 法人の常勤職員で直接的に支援に携わる者を対象とする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込み額の範囲内において、別表1を基本に法人が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、特定処遇改善手当として給与とは別に毎月支給し、毎年6月支給手当て前年度加算見込み額と調整するとともに、当年度の月額手当を決定する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者には、支給しない。

(経験・技能のある支援職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある支援職員の基準設定の考え方は、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、サービス管理者の資格のいずれかを所持した経験7年以上で、直接支援職員を兼務し、管理者及び副管理者として法人から任命された者とする。

(直接支援以外の職員)

第7条 直接支援に携わらない相談、事務員等の常勤職員は、特定加算とは別の法人独自財源によりB区分と同等の手当を支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改訂は、理事会の決議を経なければならないが、廃止は、処遇改善制度終了と同時にする。

附則

この規程は、2020年10月1日から施行する。(2020年度支給分は遡って適用する)

別表1

区分	A 経験・技能のある直接支援職員	B その他の直接支援職員
条件	精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、サービス管理者の資格のいずれかを所持した経験7年以上で、直接支援職員を兼務し、管理者及び副管理者として法人から任命された者	A以外の直接支援職員
給付割合	2	1